

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 6 月 4 日（火）第 520 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退  
（高齢者生き生き推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 2
- 肥料の登録の有効期間の更新（経営技術課取扱い） 3
- 県営土地改良事業に係る換地処分（3件）（農地整備課取扱い） 3
- 団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を相当とする決定（農地整備課取扱い） 3
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービスの事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 4
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービスの事業の廃止（2件）（大隅地域振興局取扱い） 5  
（大島支庁取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービス事業者の指定（大島支庁取扱い） 6
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**
- 鹿児島県知事選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送  
の回数（選挙管理委員会取扱い） 6
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 6
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 6
- 正 誤**
- 鹿児島県公報第502号の14（令和6年3月29日付け）の一部訂正（※）  
（社会福祉課取扱い） 7

## 告 示

## 鹿児島県告示第457号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和 6 年 6 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

施 設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
医療法人徳洲会 喜界徳洲会病院	大島郡喜界町湾 315番地	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田 一丁目3番1－ 1200号	東上 震一	令和6年 3月31日	介護療養 施設サー ビス
むらたクリニッ ク	伊佐市大口大田 1764番地1	医療法人北友会	伊佐市大口大田 1764番地1	村田 和武	令和6年 3月31日	介護療養 施設サー ビス
あいらの森ホス ピタル	始良郡湧水町北 方1854番地	医療法人永光会	始良郡湧水町北 方1854番地	永田 智行	令和6年 3月31日	介護療養 施設サー ビス

## 鹿児島県告示第458号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和6年6月4日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
南さつまマリンバ薬局	南さつま市加世田村原四丁目 14－1	令和6年 6月1日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第459号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和6年6月4日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
医療法人仁心会福山病院	霧島市福山町福山771	令和6年 6月1日	育成医療・更 生医療
垂水市立医療センター垂水中央病院	垂水市錦江町1番地140	令和6年 6月1日	育成医療・更 生医療
奄美中央病院	奄美市名瀬長浜町16番5号	令和6年 6月1日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第460号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和6年6月4日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
きずな薬局平佐店	薩摩川内市平佐町3739番地6	令和6年 6月1日	育成医療・更 生医療
三文字薬局	阿久根市脇本7995番地1	令和6年 6月1日	育成医療・更 生医療
二矢調剤薬局	鹿屋市今坂町12572－11	令和6年	育成医療・更

6月1日 | 生医療

## 鹿児島県告示第461号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和6年6月4日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1131号	令和12年6月29日	肉骨粉	かごしま万能肉骨粉	窒素全量 6.0 りん酸全量12.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地
鹿児島県肥第1132号	令和12年7月7日	魚かす粉末	かごしま万能魚粉	窒素全量 8.0 りん酸全量10.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地
鹿児島県肥第1241号	令和12年6月25日	炭酸カルシウム肥料	粒状20炭酸苦土石灰	アルカリ分55.0 可溶性苦土20.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社南洲石灰工業	始良市加治木町港町180番地

## 鹿児島県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）浜漣仁田原地区の換地計画に係る換地処分を、令和6年5月8日に行った。

令和6年6月4日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第463号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備（中山間地域型）阿久根南部地区桑原城下換地区の換地計画に係る換地処分を、令和6年5月8日に行った。

令和6年6月4日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備（中山間地域型）阿久根南部地区田代下換地区の換地計画に係る換地処分を、令和6年5月8日に行った。

令和6年6月4日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県告示第465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、志布志市が行う土地改良事業団体営基盤整備促進肆部合地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和6年6月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和6年6月5日から同年7月2日まで
- 3 縦覧場所  
志布志市役所耕地林務水産課

## 鹿児島県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年6月4日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年6月4日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	薩摩郡さつま町田原字布田 223番1地先から同町虎居 町13番8地先まで	前	8.8～45.0	3,923.5
			後	8.8～45.0	3,923.5
			後	13.1～97.6	5,406.6

## 始良・伊佐地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和6年6月4日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害福祉サービス事業所あじさい園	始良市船津1700番地1	社会福祉法人建昌福祉会	始良市東餅田2602番地	伊東 安男	令和6年3月31日	就労移行支援

## 大隅地域振興局告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和6年6月4日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
発達支援事業所 蛭	曾於市大隅町岩川2819番地1	社会福祉法人笠木福祉会	曾於市大隅町中之内4674番地2	中根 賢誠	令和6年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

## 大隅地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和6年6月4日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人栄光会からすたろうの学び家	肝属郡南大隅町根占川北1263番地1	社会福祉法人栄光会	肝属郡南大隅町根占川北1897番地2	中村 剛	令和6年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

## 大隅地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和6年6月4日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はなのこ園	肝属郡肝付町富山1678番地5	社会福祉法人天上会	肝属郡肝付町後田5501番地	前田 智史	令和6年3月31日	生活介護

## 大島支庁告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和6年6月4日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーの家な んり	奄美市名瀬朝仁町22-11	有限会社南里	奄美市名瀬平松町295番地	森 美晴	令和5年9月30日	居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護
ライフサポート 結和	大島郡伊仙町大字面縄2025番地1	南和株式会社	大島郡伊仙町大字面縄2025番地1	富本 美継	令和5年9月30日	重度訪問介護
ヘルパーステーション ライフびあ	奄美市名瀬和光町5-12	合同会社ライフびあ	奄美市名瀬和光町5-12	牧 浩一郎	令和5年12月31日	同行援護

## 大島支庁告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 6 年 6 月 4 日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ベルハーツ	奄美市笠利町大字辺留210番地1	合同会社こころ	奄美市笠利町大字辺留210番地1	大野 隼人	令和 5 年 11月 1 日	共同生活援助
共同生活援助施設グループホームふるさと	大島郡伊仙町大字古里57番地5	南和株式会社	大島郡伊仙町大字面縄2025番地1	富本 美継	令和 5 年 11月 15 日	短期入所・共同生活援助
社会福祉法人知名町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	大島郡知名町瀬利覚287番地	社会福祉法人知名町社会福祉協議会	大島郡知名町瀬利覚287番地	田宮 光孝	令和 5 年 12月 1 日	同行援護

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第10号

鹿児島県知事選挙において、候補者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第150条第3項の規定による政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

なお、令和 2 年 5 月 26 日鹿児島県選挙管理委員会告示第17号（鹿児島県知事選挙における政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数）は、廃止する。

令和 6 年 6 月 4 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

基幹放送事業者	放送設備	政見放送の回数
鹿児島テレビ放送株式会社	テレビジョン放送	1 回
株式会社南日本放送	ラジオ放送	1 回
株式会社鹿児島讀賣テレビ	テレビジョン放送	1 回
株式会社鹿児島放送	テレビジョン放送	1 回

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第11号

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 4 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

2 の表225の項を削り、同表に次のように加える。

237	特別養護老人ホーム青松苑	日置市伊集院町妙円寺一丁目 1 番地 8
238	特別養護老人ホームうすきの里	鹿児島市宇宿二丁目16番 2 号

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第66号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している

と認めた。

令和6年6月4日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	eゴッドイータートリプルバーストMJ	株式会社サンセイアールアンドディ	410192
回胴式遊技機	LワンパンマンEY	株式会社EXCITE	4S0335

**正 誤**

令和6年3月29日付け鹿児島県公報第502号の14中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	4	訂正箇所	上から3行目	誤	「氏名」を「氏名 個人番号」
				正	「住所又は居所 氏名」を「住所又は居所 氏名 個人番号」